

第1回定例教育委員会会議録

1 日程 平成30年2月13日(火)

2 場所 藤井寺市柏原市学校給食組合会議室

3 案件

- 会議録署名委員の指定について
- 前回第3回定例教育委員会会議録の承認について

(1) 議決事項

議案第1号 平成30年度の給食について

(2) 報告事項

報告第1号 平成29年度藤井寺市柏原市学校給食組合補正予算について

報告第2号 平成30年度藤井寺市柏原市学校給食組合予算について

(3) その他

- ・学校給食費の滞納対策について

4 出席者

教育長	多田 実
委員	藤本 英生
委員	桑野 聡史
委員	山崎 裕行
委員	吉原 孝

5 市教育委員会事務局出席者 藤井寺市教育委員会事務局 学校教育課長
柏原市教育委員会事務局 教育部次長兼学務課長

6 事務局出席者

給食課長
給食課長代理
給食課主幹
給食課主事

午前11時00分 委員会開会を宣して日程に入る。

○給食課長

皆さんおはようございます。本日は大変お忙しい中、また大変寒い中お越しいただきましてありがとうございます。平素は学校給食に多大なご協力ご指導賜りますことを厚くお礼申し上げます。

それでは平成30年第1回定例教育委員会会議の開催に先立ちまして、事務局から本日の傍聴者のご報告をさせていただきます。「藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会傍聴人規則」に基づきましてこの会議を公開するところがございますが、本日は傍聴希望者がおられませんでした。また欠席の委員の方もおられないということを報告させていただきます。またこの会議の内容につきましては、会議録にまとめ公表するということを予定しており、録音させていただきますのでよろしくお願いをいたします。

続きまして本日配布資料のご確認をさせていただきます。第1回定例教育委員会会議次第、前回の第3回定例教育委員会会議録の写し、資料1から7となっております。よろしいでしょうか。それでは多田教育長よろしくお願いをいたします。

○教育長

改めましておはようございます。本日は年度末も押し迫り、また大変寒い中、公私ご多用のところご参加いただきましてありがとうございます。学校ではインフルエンザが本当に猛威を振っているということで、臨時休業が相次いでいる状況でございます。予防指導に尽力している訳ですが、なかなか下火にはならない状況でございます。ノロウイルスにつきましても十分注意しなければならないと思っております。委員の皆様にも体調管理にはくれぐれもご留意いただければと思います。

会議の前に一点報告がございます。これまで本教育委員会の委員としてご尽力いただいております三宅委員が、平成29年12月14日付で本組合教育委員を辞職されました。その後任として本日、山崎裕行氏をご出席くださっております。山崎氏は去る2月2日に開催されました平成30年藤井寺市柏原市学校給食組合議会第1回定例会において、本教育委員会教育委員任命の同意を受け、同日管理者より任命されました。ここで山崎委員の就任のご挨拶を賜りたいと思います。山崎委員よろしくお願いをいたします。

○教育委員

この場で失礼いたします。今、教育長からご紹介をいただきましたように、この度、教育委員に任命いただきました山崎裕行です。柏原市の教育委員をしております。私も以前は小学校の校長をしておりました。理事会でこちらには何回かお伺いさせていただいたことがありますけれども、久しぶりにセンターに参りまして、また違う仕事ではありますが、教育委員として一生懸命やってみりたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

○教育長

ありがとうございました。山崎委員とは初めてということでございますので、我々旧委員も自己紹介をさせていただきたいと思います。

《出席者が順番に自己紹介》

○教育長

ありがとうございました。それでは、ただいまより第1回定例教育委員会会議を開催いたします。さて、本日は議決案件が1件、報告案件が2件、その他として給食費の滞納対策に関する報告がございます。円滑なご審議をどうかよろしく願いいたします。

それでは案件に入らせていただきます。まず会議録署名委員ですが、本日は藤本委員、よろしく願いいたします。続いて「前回第3回定例教育委員会会議録の承認について」です。すでにお目通しをいただいていると思いますがご承認いただけますでしょうか。

○教育委員一同

「はい」の発言

○教育長

では、承認いたします。

続きまして議案第1号「平成30年度の給食について」、事務局、説明をお願いします。

○給食課主幹

はい。平成30年度の学校給食につきましては、1月22日の給食会理事会で(案)としてご説明をさせていただき、了承を得ております。今回この教育委員会会議でご審議いただき、ご決定をお願いするものです。

まず資料1「給食日程表(案)」をご覧ください。年間の給食回数ですが、平成29年度と同じ回数の184回を予定しております。カレンダーの四角で囲んでおりますのが始業式と終業式、丸の囲みは祝日を表しております。1学期は4月13日から7月18日までの合計65回。小学校1年生につきましては学校に慣れてから給食を始めるということで1週間遅らせて、20日からの開始となります。2学期は、9月5日から12月19日までの72回。3学期は1月10日から3月19日までの47回で、給食センターが稼働している年間給食回数が184回となります。184回の内、どの学校でも行事等で給食を実施しない日がありますので、日程表の下に小学校の給食実施回数は178回としております。中学校は、

学校行事が多いため168回が給食実施回数で、小中学校とも今年度と同じ回数となっております。

以上「給食日程表（案）」についてご説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

○教育長

ただいま事務局から「給食日程表（案）」についてご説明がございました。29年度と内容的には変わらないということでございます。何かこの資料1に関してご質問等ございますでしょうか。

○教育委員

資料4との兼ね合いもありながら見ていましたけれども、年間の実際の給食の実施回数ですが、あまり大きく以前と変わってもいないし、これまでの給食とずっと同じように実施をされてきたんだなと思って見ておりました。そこで一つお聞きしたいのですが、理事会で校長から実際の実施回数をもう少し増やして欲しいとか、あるいは一年生はもう少し早くから始めたらどうかとか、授業時数の関係もありますので、そういうお話がないものかなと。あるいは保護者や子ども達からも早く給食を食べたいとか、お母さん方にとったら給食があったら助かるなというような思いもありますので、そういった様なご意見とかないものかなと。校長から、あるいは保護者や子どもさんからそういうご意見はあるのかなのか、その辺どうだろうかと思ったものですから、ご質問させていただきました。よろしくお願いいたします。

○教育長

ただいまの件、事務局いいですか。

○給食課長

はい。今、委員が言われましたように、給食回数をもう少し増やせないかということにつきましては、私は直接お聞きはしていませんけれども、そういう声があるということは聞いております。以前の学校給食会の理事会でも、そういうご意見があったというような話も聞いております。ただ現状といたしましては、給食を始めるにあたりましては、準備期間、諸々の機器の整備等があります。それに要する時間を一定とっているところでございます。また現在は3,700円から4,300円までの給食費をいただいておりますけれども、184回という計算での給食というように設定をしております。給食回数を増やすということは、給食費の値上げも併せて考えなければいけないということで、できるだけ給食費を上げない、保護者の負担ということで現状費用で賄える内容としております。ただ、後ほど説明させていただきますけれども、2019年に消費税が8パーセントから10パーセントに上げられるという様なことも国で議論されております。そうなりますと有無を言わずということとは可能性としてはありますが、その時に給食回数も増の方向で変更するというのであれば給食費の増額ということも可能性としてはございますので、その辺のところは平成30年度において慎重に検討していかなければいけないと考えており

ます。時代の流れとして、また先ほど委員も言われましたように、授業時数の確保ということも、現在教育の方も言われているということも承知しております。その辺のところも慎重に検討しなければならないと考えております。以上でございます。

○教育長

よろしいでしょうか。

○教育委員

ありがとうございました。

○教育長

検討課題としては、従前より夏期休業中の扱い、夏期休業の短縮ということも含めて承っているところですが、理事会としては正式にご意見というかたちではありませんでした。よろしいでしょうか。

○教育委員一同

「はい」の発言

○教育長

では「給食日程表」につきましては承認させていただきます。

続きまして、資料2の「給食の栄養」と「給食内容（案）」について説明をお願いいたします。

○給食課主幹

資料2「給食の栄養」をご覧ください。まず「給食の栄養」ですが、文部科学省では学校給食で摂るべき栄養基準量が定められております。カルシウムやビタミンB1、B2など、家庭で摂りにくい物については多く摂るような基準になっております。タンパク質に関しましては、より魅力的な給食になるよう50パーセントに基準が定められております。給食センターの献立は、この「学校給食摂取基準」を満たすように作成しております。

続きまして「給食内容（案）」の主食でございます。今年度と同様に、米飯につきましては委託炊飯を週3回実施し、うち1回は麦入りご飯を予定しております。別にセンターでの炊き込みご飯が2週間に1回ありますので、週あたりでは3.5回となります。パンにつきましては、炊き込みご飯のない週は2回、ある週は1回となり、週あたりでは1.5回となります。なお、パン、ご飯共に低学年、中学年、高学年、中学校ごとに米飯は量、パンは大きさを変えて提供いたします。牛乳につきましては、成分無調整で生乳100パーセントの紙パックに入った物を今年度と同様に予定しております。以上です。

○教育長

ありがとうございました。「給食の栄養」それから「給食内容（案）」について説明をいただきました。何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○教育委員一同

「はい」の発言

○教育長

それでは「給食の栄養」それから「給食内容（案）」については承認とさせていただきます。

続いて資料3「平成30年度給食食材料費（案）」及び資料4「給食費（食材料費）予定額年次明細表」について一括で事務局、説明をお願いします。

○給食課主幹

資料3「平成30年度給食食材料費（案）」ですが、まず「（1）保護者負担額」につきましては、今年度と同額を予定しております。小学校1年生の4月分については給食の開始が遅い関係で、低学年の1食分平均228円かける6回分の1、368円となります。次に「（2）1食分内訳」ですが、小学校では年間178回、中学校では年間168回のプール計算による予定額を記載しております。上から2段目の中学年の欄をご覧ください。小学校の中学年につきましては、月額3,800円かける11か月分を年間給食回数の178回で割った金額が、欄の右端「1食分合計」234円83銭となっております。この「1食分合計」から牛乳・パン・ご飯の価格を引いた金額が、副食であるおかずにかかる費用となります。牛乳の価格は、大阪府流通対策室で府内統一価格として示される予定ですが、来年度の価格はまだ決定されていません。公益財団法人大阪府学校給食会が入札を行うパンとご飯の価格も同様であり、この表には予定額を記載しております。牛乳・パン・ご飯が値上がりしますと、おかずにかかる金額が減ることになります。「（3）1食分の徴収額及び減額」「（4）非常勤職員の給食費」「（5）試食費」につきましても金額の変更はございません。

次に、資料4「給食費（食材料費）予定額年次明細表」をご覧ください。給食費の改定年度や改定額を表に表しております。今後は、来年10月に消費税率が10パーセントに引き上げられる予定となっておりますので、その時には給食費の値上げも視野に入れて、慎重に検討する必要があると考えております。以上でございます。

○教育長

ありがとうございました。給食食材料費の案と給食費に関してのご説明をいただきました。この資料

3、資料4に関してご質問等ございますでしょうか。

説明にもありましたように、牛乳とパンとご飯については正式な額は未定で、想定される額を書いていただいているということでございますので、これが少しでも高くなれば、おらずに充てるお金が減るというご説明だったように思います。その他、全体通して29年度と変わらない内容ということだったと思います。よろしいでしょうか。

○教育委員一同

「はい」の発言

○教育長

給食費の改定については31年に消費税が10パーセントになるというように言われていますので、その結果を見てですから、32年度からということになるのではないかなというようにも考えられるのですけど。ご意見ご質問がないようですので、この件については承認させていただきます。

それでは続いて次の「学校給食配送回収計画（案）」について、ご説明をお願いします。

○給食課主幹

「配送計画」「回収計画」のそれぞれ左端に1から12の番号を付けております。車輛12台で配送と回収を行っております。給食センターの下の時間は、出発時刻または帰着予定時刻、学校名の下の時間は到着予定時刻となっております。ナンバー1のコースのように、クラス数が少ない学校は複数の給食コンテナを積み込んで各学校に配送し、ナンバー2のコースのように、クラス数が多い学校は1校分のコンテナのみ積み込み、一度センターに戻って再度別の学校に配送いたします。配送・回収の順番と時間につきましては、今年度と同様となっております。

「平成30年度の給食」につきましては以上となります。よろしく願いいたします。

○教育長

ありがとうございました。配送・回収ですが、この様なかたちでということでございます。これについては、理事会でもそれぞれの学校に関わることでございますので、ご意見等もいただいて、一応こういかたちでご協力いただけるということになっております。特別な状況があれば、それは臨機応変にということではないんですね。

○給食課長

はい。

○教育長

ではよろしいでしょうか。

○教育委員一同

「はい」の発言

○教育長

「学校給食配送回収計画（案）」について、提案のとおり承認させていただきます。

つづいて、次第の案件（２）報告事項にまいります。報告第１号「平成２９年度藤井寺市柏原市学校給食組合補正予算について」事務局、説明をお願いいたします。

○給食課長

ご説明させていただきます。２月２日の組合議会定例会におきまして、ご承認いただきました「平成２９年度藤井寺市柏原市学校給食組合補正予算」でございますけれども、そのうちの教育費についてご報告をさせていただきます。

まず資料６の補正予算書をご覧ください。２ページでございます。下の歳出の「３教育費」でございますが、補正額はマイナス１，２７９万７，０００円となっております。補正後の金額は４億９，５９４万５，０００円でございます。内訳につきましては７ページをご覧くださいませでしょうか。下の表「款３教育費」に主な改正内容を記載しておりますのでご説明させていただきます。その中の「事務局費」の「節２給料」、同じく「３職員手当等」の欄でございます。この部分につきましては１１３万円の増額となっております。主な要因といたしましては、条例改正に伴う給与・職員手当等の補正によるものでございます。次の「節４共済費」、それからその下の「７賃金」、これを合わせて４６８万３，０００円の減額となっております。その主な要因といたしましては、パート職員の退職・採用の変動等に伴うものでございます。次の一番下「１１需用費」です。７８７万６，０００円減額となっております。主な要因といたしましては、電力自由化によります契約条件を精査して見積もり合わせを行い、契約業者を選定したことにより使用料金を抑えることができたということ、それから、またガス料金につきましては燃料調整費が安くなったため、約７８０万円の減額ということでございます。次の８ページをお願いします。「１３委託料」の２８万７，０００円の減額につきましては、入札や見積もり合わせにより契約金額を抑えることができたということでございます。「１８備品購入費」につきましては１０７万６，０００円の減額でございます。要因といたしましては食器洗浄機を更新いたしました。その入札を行ったことによる落札減となっております。

以上、簡単ではございますが補正予算の主な内容をご説明させていただきました。よろしく願いいたします。

○教育長

組合議会で承認いただいたことの報告ということですが、聞いておりますと人件費等、落札減というような内容が主だったように思います。何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○教育委員一同

「はい」の発言

○教育長

それでは次の報告第2号「平成30年度藤井寺市柏原市学校給食組合予算について」事務局よろしくお願ひします。

○給食課長

ご説明させていただきます。こちらにつきましても、同じく2月2日の組合議会定例会におきましてご承認いただきました「平成30年度藤井寺市柏原市学校給食組合予算」でございます。そのうち教育費についてご説明させていただきます。資料7をご覧ください。予算書の6ページでございます。下の表の歳出でございますが、「款3教育費」についてでございます。平成30年度予算額といたしましては、4億9,447万1,000円を計上いたしております。この金額は学校給食組合全体の歳出合計からしますと、歳出合計は6億5000万円程ですが、組合全体の75パーセントを教育費で占めているということでございます。その内訳につきましてご説明をさせていただきます。

12ページをご覧くださいませでしょうか。「款3教育費」の中の「目1教育委員会費」でございます。14万1,000円でございます。その下「2事務局費」ですが、右の「節2給料」から「節8報償費」までの人件費を合わせまして、3億7,969万8,000円になっております。これは29年度の同様の比較でいきますと、7,935万9,000円の増額となっております。増額の主な要因といたしましては、平成30年度におきまして、年度末に3名の定年退職がございます。その職員の退職手当、それから新たに30年度に採用を予定しております事務職員、調理員各2名と栄養士1名合計5名の人件費を計上していることによるものでございます。次にその報償費の下「9旅費」ですけれども、行政視察随行や栄養士が研究協議会等に参加するため等の旅費13万円でございます。次に13ページ「節11需用費」でございます。需要費におきましては調理場内で使用する消耗品、それから経年劣化により漏れ等が発生している、30年度の場合は連続食缶消毒保管庫の放熱管取替の修繕料等として、1,966万8,000円を計上いたしております。これは平成29年度の8,155万円と比べまして、6,000万円程の減額となっております。この要因でございますが、平成30年度からの組合内の業務分担の見直しを行いました。それに伴いまして、電気代、ガス代、上下水道代等の光熱水費を教育費から総務費に予算を組み替えたことによるものでございます。したがって、実質的に6,000万円程が減額になっているというもの

ではございません。それからこの需用費の説明のところ、「賄材料費」で61万2,000円を計上しております。これにつきましては、食育としての教育的側面から給食に地場産を積極的に活用しているところでございますが、地域の活性化や地産地消等につきましては、教育のみならず、行政の政策課題としての取り組みの側面を持っております。そのようなことから保護者負担の給食費のみに頼るのではなく、行政による支援も必要であるというように考えており、行政そのものの取り組みであると考えております。例えば柏原市産のブドウ、藤井寺市産のバジルソースやイチジクを使ったジャム等の調達費用として、先ほど申しました61万2,000円を新たに「賄材料費」として計上いたしております。この賄材料費で地場産物を行政、公費として調達することで、保護者負担の給食費を児童生徒の、より一層健全な成長のための食材の充実に充てたいと考えております。次に「12役務費」でございますが、食品品質検査や残留農薬検査等の手数料として、150万3,000円を計上いたしております。平成29年度の約414万円と比較して約260万円の減額になっております。これも先ほどの光熱水費と同様に、組合内の業務分担の見直しを行いまして、上下水道に係る水質検査やグリストラップの清掃等、一部の手数料を教育費から総務費に予算を組み替えたことによるものでございます。「13委託料」でございます。学校給食配送回収委託料等で7,917万9,000円を計上いたしております。平成29年度の8,686万3,000円と比較しまして、768万4,000円の減額となっております。これはゴミ収集業務やボイラー保守管理業務等一部の業務を、これも先ほどと同様に業務分担の見直しを行いまして、教育費から総務費に予算を組み替えたことによるものでございます。その次の「18備品購入費」でございますが、1,400万円を計上いたしております。これにつきましては、老朽化しております連続式揚物機、フライヤーと呼ばれる機械の更新費用として計上しているものでございます。次に「19負担金補助及び交付金」でございますが、各種協議会負担金、検食負担金として15万2,000円を計上しております。以上、合計4億9,447万1,000円が「款3教育費」の歳出予算となっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○教育長

ありがとうございました。これについても議会で承認をいただいています。予算の組み替えと人件費ということですが、何かご質問等ございますでしょうか。

一点私の方から、ご説明の中に人件費の関係で栄養士1名の話がございました。その紹介をお願いします。

○給食課長

予算書の12ページの職員給料等々の3億7,900万円の中で、増額した内容としては職員の退職、それから新たな職員の採用ということでご説明をさせていただきました。その採用の中で栄養士を1名というご説明をさせていただきましたけれども、給食組合では現在4名の管理栄養士が勤務しております。

この4名につきましては、基本的に府費負担でもって来ていただいている職員になっております。藤井寺側2名、柏原側2名にそれぞれ所属校を決めていただき、そちらをベースといたしまして、実際には給食センターに常駐しておりますが、毎朝の調理、センターでの調理員の指導、それから日々の給食の献立、各小中学校への食育指導等々の業務をしていただいているところでございます。現在約1万名の児童生徒が両市小中学校に在籍しておりますが、その児童生徒1万人に対して栄養教諭が4人ということで、他の市町村の同様職員の府費負担の配置から比較すると、非常に少ないというようなことを強く感じました。この府費負担の基準は国の基準ということで、数十年前に国で定められた基準がそのまま現在も運用されているということです。ここの組合でいいますと1万人に対して栄養職員の配置数が4人ということですが、小規模な給食センターを持っている市には、もっと多くの栄養職員が配置されるという基準になっています。例えば、6,000人の児童生徒を持つ自治体があったとして、給食センターが3か所、いわゆる各センターで2,000人ずつの給食センターが3か所あったとした場合に、その6,000人の市に配置される栄養教諭というのは2,000人当たり2名になりますので、6人配置されるという基準になります。ところがこの様に一か所で調理をしています大規模な給食センターの場合は6,000人で2名というようなことで、大規模な給食センターには不利な配置基準ということになっています。それにつきましては従前より両市教委から大阪府や国等に対しまして、栄養職員の配置の基準の見直しを要望していただいておりますが、現在のところかなり以前の基準が運用されているということでございます。昨今非常に我々として心配しておりますのが、急速に増えているアレルギーの児童生徒の数、それからアレルギー食材の数が以前に比べて大幅に増えてきているということでありまして、先ほど言いました食育について、1万人を4人ですという少なさに加えまして、アレルギーの対応が非常にシビアになってきているということで、国の基準を待っているのではなく、我々組合として独自に採用する栄養職員でもって、まずはアレルギー対策、それから両市への食育、児童生徒への食育の充実に充てたいということで管理者に要望させていただき、採用させていただくということでございます。

○教育長

ありがとうございました。今、ご説明いただきましたが、国の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の規定については大規模の共同調理場方式についてはそういう状況でございます。一方課題については今おっしゃっていただいたように、アレルギーへの対応がますます複雑になり難しく、量も増えているということですので、組合単費で栄養士の雇用ということを本当に粘り強くお願いしまして、両市の市長にご理解賜って予算計上をさせていただくということになりました。過日の組合議会においてご承認をいただいたというものでございます。他に何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

○教育委員一同

「はい」の発言

○教育長

それでは次の次第の（３）その他「学校給食費の滞納対策について」事務局、ご説明をお願いします。

○給食課長

それでは今、お手元の方に配らせていただいておりますが、学校給食費の滞納対策についてご説明をさせていただきます。

お手元の参考資料につきましては、時系列で簡単にまとめたものでございます。学校給食費の滞納対策につきましては、従来から学校給食費の滞納はありましたが組合におきましては、平成19年ぐらいに問題として取り上げられるようになっております。平成22年に滞納対策の実施要項を策定し、以降その対策について学校給食会を中心に議論がされてきたところでございます。平成25年に学校給食会の対策委員会を設置いたしました。平成26年には中学校の学校給食の開始もあり、すでに各小学校で保有されていた滞納債権を整理して学校給食組合にその債権を移管し、またそれ以降に発生する新たな滞納の取り扱いについて、学校、給食組合それぞれの役割において回収するという取り組みがなされることとなり、またそれは現在も継続して行なわれております。その中で、平成27年9月にこの給食組合に教育委員会が設置されまして、委員会の事務局において学校給食会の滞納事務に取り組むこととなったところでございます。その後、滞納問題について、藤井寺市の顧問弁護士や柏原市の顧問弁護士の先生方にもご相談させていただきながら、行政としての最終手段である法的措置の実施について、具体的な検討を行なってきたところでございます。昨年1月の学校給食会の理事会におきまして、法的措置に踏み切るという決定がなされました。昨年の教育委員会会議においてもご承認をいただき、法的措置の実施にかかる弁護士費用を平成29年度予算に計上したところでございます。昨年4月の理事会におきましては、法的措置の具体的な手法として支払督促申立を選択することとし、教育委員会事務局に移管されました債権を再度学校でもご確認いただくとともに、支払督促申立の実施についての課題解決に取り組んでまいりました。去年の4月以降も既に実施しておりました滞納保護者に対する催告書、又は再催告書の送付を行いながら、8月には法的措置の対象となりうる保護者宅を個別に訪問をさせていただき、返済のお願いもしてまいりました。昨年8月末に開催されました教育委員会会議におきまして、学校給食の適正な運営に責務を要するのは組合管理者であること、また公費での法的措置であること等々を踏まえまして、支払督促申立という法的措置を実施するのは組合管理者が妥当であるということ、またその対象者の基準等についても組合教育委員会でご承認をいただきました。その後、管理者、副管理者また組合議員の方々にもご説明をさせていただき、ご了解をいただいて最終的に対象者を8名の保護者とし、弁護士との正式な委任契約を締結いたしまして、対象者に対して通告及び再通告を実施し、これらについて何らご連絡のなかった同8名の保護者に

対する法的措置の第一歩として、支払督促の申立てを12月5日に羽曳野簡易裁判所に行ったところがございます。この経過を改めてみますと、滞納対策に大きく課題として取り上げられてから、その着手から丸10年が経過しております。12月5日に裁判所に申し立てを行いまして、12月中に8名のうち2名の保護者から、また1月に入ってさらに1名の保護者から、計3名の保護者から滞納額全額返済の申出があり返済をしていただいたところがございます。この1月には他の1名の保護者、さらに2月にも1名の計2名の保護者に対する支払督促の申し立てが、最終的に仮執行宣言も含めて認められまして、その2名の債務名義を取得しており、その方々については2年であった消滅時効期間が新たに10年ということになっております。さらにその2名につきましては、仮執行宣言付の申し立てが認められていますので強制執行も可能な状況となっております。なお他の1名の保護者からは、分割返済を希望する旨の異議申立が裁判所にあり、この2月23日に第1回の口頭弁論が予定されております。そちらでは分割返済に関する和解を視野に入れ、協議をしてまいりたいと準備を行っているところでございます。なお、この事件につきましては民事訴訟法の規定に基づき、分割返済であれ異議申立ということで裁判所に申し立てられました場合は、最初に支払督促の申し立てを行いました去年12月5日に遡って訴訟とみなされることから、組合管理者の専決処分を行い、先の2月2日の組合議会におきまして訴訟の提起ということで組合議会のご承認をいただいたところがございます。8名のうち残る2名は、第一段階の支払督促申立が認められまして、次の仮執行宣言付支払督促申立を現在行っているところでございます。いずれの事件につきましても、弁護士と十分協議をしながら、保護者と学校、また児童生徒との良好な関係が保てるように十分配慮し、できる限り円満に解決できるよう慎重に進めて参りたいと考えております。

滞納対策について経過と現状をご説明させていただきました。よろしく願いいたします。

○教育長

裁判のシステムや法的な用語というのは難しい面もあるかと思いますが、法的手続きを進めていただいているところがございます。最終的に裁判をすることは、我々も希望している訳ではないですが、一定のところまでは必要だと思っております。後の2名は流動的な状況ということはないですね。

○給食課長

今のところアクションがございませんので、そのまま確定してしまう可能性があると思っております。

○教育長

よろしいでしょうか。何かご質問ご意見等はよろしいでしょうか。

○教育委員一同

「はい」の発言

○教育長

では、ありがとうございました。以上をもって本日予定の案件がすべて終了しました。円滑な審議にご協力いただきましてありがとうございました。これをもって第1回定例教育委員会会議を終了させていただきます。

会議事項が終了したので、閉会する。

午後0時00分